

○富良野市青少年表彰規則

平成19年 8 月22日教育委員会規則第16号

富良野市青少年表彰規則

富良野市優良青年表彰規則（昭和55年教育委員会規則第 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、永年にわたり他の模範となる行いをした青少年を表彰し、次代を担う市民として豊かな心と実践力を向上させ、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

（対象）

第 2 条 表彰は、個人又は団体に対して行うものとし、表彰の対象は市内に居住する青少年又は市内で活動する団体とする。

（表彰基準）

第 3 条 表彰の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 個人

おおむね30歳までの青少年であって、次の各号に掲げる活動を 3 年以上実践している者

ア 日常生活において責任、勤勉又は奉仕などの徳性をもって活動し、明るい地域社会の公益向上に貢献した者

イ 公共の福祉増進のための行為や努力をした者

ウ 職場で創造性や協調性を発揮し、職業人として生産性の向上や職場環境の改善など、職場に貢献した者

エ 地場産業の振興に貢献した者

オ 青少年団体の指導又は育成に貢献した者

（2） 団体

文化、教養、体育又は奉仕活動を目的としておおむね30歳までの青少年で組織されている団体で、堅実な活動を常時又は定期的に 3 年以上継続して行い、それぞれの活動の成果が著しく他の青少年団体の模範となるもの

（推薦）

第 4 条 前条に活動すると認められるものは、教育委員会に対し、別に定める日までに自ら又は他人若しくは他団体が推薦するものとする。

（表彰の対象としない者）

第 5 条 富良野市表彰基準取扱規程（平成16年訓令第11号）第 3 条に該当する個人は、表彰の対象としない。

2 この規則による行う表彰は、1 回限りとする。

（表彰者の決定）

第 6 条 表彰者は、第 4 条に定める推薦に基づき、富良野市社会教育委員会の審査を経て、教育委員会が決定する。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。